

取手市協働提案型公募補助金制度

取手市みんなの補助金

市は、皆さんの新しい発想による、まちおこしや環境・福祉などの公益事業を支援しています。意欲ある皆さんの応募をお待ちしています。

☎ 市民協働課 ☎ 内線 1172

◆応募資格

市内に在住、在勤、在学する者を含む5人以上で構成されている団体
※政治、宗教活動および営利を目的とする団体は除く。

◆対象事業

令和3年度から開始予定の次に該当する事業（最長3年間）

①団体が自主的に市内で実施する、不特定多数の市民の利益または社会的な利益の増進に寄与する事業

②特定の個人や団体の構成員のみを対象としない広く市民に開かれた事業

③政治、宗教活動および営利を目的としない事業

④（スタートコース）これまでに同一の事業で、この補助制度の採択を受けたことがない事業

◆助成内容（スタートコース）

総事業費のうち補助対象となる経費で年間で上限50万円、下限10万円

◆申込方法

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに市民協働課へ直接
※郵送を希望する方はお問い合わせください。申請書は市民協働課、市民活動支援センター、市ホームページから取得可。

◆申込期間

8月3日（月）～9月30日（水）8:30～17:15

※土・日曜日、祝日を除く。

◎審査について

学識経験者、市民などで構成する「取手市公募補助金検討委員会」で、申請書類・申請団体からのヒアリング内容（事業概要についての説明）を検討して審査

※10月～11月に開催予定。ヒアリング日程は別途通知します。



取手市みんなの補助金

Q. 対象となる事業は？

A. 福祉、環境保全・美化、防災、防犯、福祉、まちおこしなど分野は問いません。以下のチェックポイントも参考に、応募要件を満たしているかご確認ください。

- 市民は誰でも希望すれば参加できる
- 特定の地域やメンバーだけでなく、不特定多数の市民や社会の利益につながる
- 上記のための仕組みづくりやアイデアがある

Q. 対象となる経費は？

A. 団体構成員への謝礼や会合の飲食費など一部の対象外となる経費を除き、事業の実施に直接的に必要な経費が全て対象となります。

Q. 申請に年齢制限などは？

A. 制限はありません。未成年や学生の方でも応募が可能です。

補助金活用の事例

子ども食堂と食育・農業体験を組み合わせた「農レッジ・こども食堂」



補助金を活用して、にぎやかな子ども食堂を実施することができました。食に対する理解を深めることができ、何よりもたくさんのお子さんの笑顔が見られたことをうれしく思っています。

STOP！あおり運転

☎ 取手警察署 ☎ 77-0110

公道上で他の車両などを妨害する「あおり運転」は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

◆免許の取り消し・罰金などが科されます

6月30日に道路交通法が改正され、あおり運転をした場合、免許の取り消しや罰金、懲役などの刑罰が適用されるようになりました。あおり運転の結果、他の自動車などを停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合は、より重い罰則が科されます。

◆運転の際には…

車を運転する際は、周りの車などに対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。また、安全な速度・方法での運転を心掛け、十分な車間距離を保ち、不要な急ブレーキや急な進路変更などは絶対にやめましょう。



取手警察署交通課 飯村礼男係長

あおり運転をしてくる車両から、無理に逃げようしたり、張り合っってスピードを上げたりすると、相手の行動がエスカレートして危険が増すだけです。安全な場所に車を止め、車のドアをロックし、すぐに110番通報をしてください。

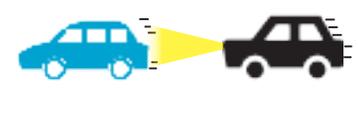
また、ドライブレコーダーは悪質・危険な運転の抑止に有効です。ドライブレコーダーを付けましょう。

妨害運転（あおり運転）にあたる行為（一例）

1. 意図的な逆走



6. 不要なハイビーム



2. 不要な急ブレーキ



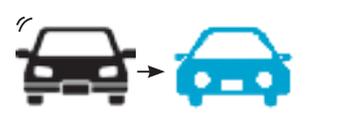
7. 不要なクラクション



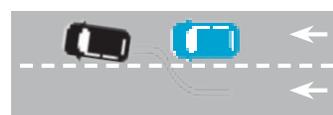
3. 不必要に車間距離をつめる



8. 幅寄せ



4. 急な車線変更



9. 高速道路での最低速度違反



5. 左側からの追い越し



10. 高速道路での駐停車

